

銀年

銀座でわかる年々

情報(第 53 号)



令和元年 5 月 10 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

役員の社会保険料を安くする方法？



1 社会保険料を安くする勧誘

インターネット上に、次の紹介があります。税理士やコンサルタント会社が勧誘しています

標準賞与額の上限は、

1. 健康保険は年間540万円（毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額）
2. 厚生年金保険は月額150万円 です。

そのため、賞与を年間540万円以上払っても健康保険の上限に達していますので、健康保険料は増えません。

同様に、厚生年金保険についても賞与が月額150万円以上であれば上限に達していますので、厚生年金保険料は増えません。

事例紹介

役員に月額100万円、年間にして1,200万円の報酬として支払っていましたが、それを月額10万円、賞与を1,080万円にすると、年間の社会保険料が約70万円安くなります（計算例省略）。

年収は同額ですが、支払方法を変えて社会保険料を抑えます。

2 日本年金機構の取扱い

筆者が調査したもので、次の疑義解釈があります（厚生年金保険適用）。

質問	回答
事業所役員の役員報酬について、年間例月12回と、例月とは異なる金額の報酬を年2回支払う予定として、事前確定届出給与を税務署に届出している。 役員報酬のうち、例月とは異なる金額の年2回の報酬は、賞与支払届にて届出すべきか、年間の年俸制と判断し標準報酬月額に算入すべきか。	定期に同額支払われる報酬のほか、事前確定届出給与の支給がある場合は、その支払いが3月を超える期間ごとに支払われる報酬であれば、健康保険法第3条第6項及び厚生年金保険法第3条4項による賞与とし、厚生年金保険法第24条の3及び健康保険法第45条により標準賞与額の決定をすることになる。

3 法人税の取扱い

前項に「事前確定届出給与」なる字句があり、役員賞与と考えてください。

税務当局が警戒していることは、公平性が損なわれること、換言すると法人税額が意図的に左右されることで、したがって、年度の途中で、今期は儲かっているのに役員報酬を上げて（損金を増やして）法人税額を抑えようとする事ができない

取扱いとなっているのです。支払うことは自由だが（株主総会の決議による会社自治の問題です）、支払っても損金に認めないというわけです。したがって、多くの会社は、国税の規制に沿って損金に算入されるよう役員報酬を支払っています。

事前に役員賞与額を決めて、税務署へ届出しているならば損金に認められるわけで、これはあくまで法人税の問題です。

4 脱法行為

3を利用して、1のとおり指南する者があるようです。法人税法上は、総額が問題となるだけですから、適法なのでしょう。しかし、私見は、1の事例で事前確定届出給与となっているから賞与だという解釈は採り得ないと考えます。

会社法では、株主総会において役員報酬額を決めます（中小企業では株主＝取締役）。役員報酬を900万円とし、その際に、業績が見込みどおり進展するなら賞与を100万円取れるということで、100万円を事前確定届出給与とするわけです。業績が見込みを下回れば100万円を支給しなければよいのです。1は、そうではなく、役員報酬1,200万円を形式上、事前確定届出給与1,080万円にするわけで、生活費が不足するので企業から借入金や仮払金で処理したらよいとまで書いてあります。つまり、実態と異なるわけです。取締役は会社との委任契約で、そこをとらえて社会保険の適用をしていますから、委任契約としての報酬はいくらなのかということに大きな意味があり、1,200万円÷12で標準報酬は決められるべきです。2の解釈は一面的で、これを単純・形式的に適用すると、社会保険制度の公平性はないがしろにされます。

一步譲って、支給できるどうかわからないから、一応、事前確定届出給与として届出し、100万円は無理だが、50万円は支給したというときの50万円は標準賞与としてよいでしょう。

5 適切な取扱い

1の指南に乗るというのは、自分さえよければ他はどうでもよいとの発想に近づく疑問です。生き方の問題とも言えるでしょう

日本年金機構では、2があるので、届出があればそれにより決定するものと予測されます。しかし、国税庁のHPでは詳細に説明・取扱いが書かれているのに、日本年金機構の説明は非常に簡単で、会社法との解釈も明らかではなく、解釈変更はあり得るでしょう。

最後に、経営者が法の理念を一切考慮しない対応は、その他大勢の従業員から見るとどう映るでしょうか。

企業型確定拠出年金（選択制）では、意図的ではなく結果的に社会保険料が軽減となります。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦 井上隆興
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>